

平成30年度「温泉施設利用券」 「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します

高齢者の健康増進のため、4月4日(水)から「温泉施設利用券」と「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します。
※下記巡回交付日程以降は、町福祉保健課での申請となります。
六郷・仙南の各出張所でも申請できますが、後日、自宅へ送付することになるため、お手元へ届くまで時間が掛かります。

ご注意
ください

- 下記巡回交付日は、それぞれの会場でしか交付できません。
- 千畑地区は美郷町役場3階大会議室で交付します。エレベーターをご利用ください。

巡回交付日程

会場	巡回交付日	時間	券の交付に必要な物
美郷町南ふれあい館 学習室	4月 4日(水)	午前9時30分～午後3時	印 鑑、健康保険証 ※お忘れの場合は、券の交付はできません。 ※代理申請の場合(同居家族含む)は、 ・印 鑑(申請者本人と代理人分) ・健康保険証(申請者本人と代理人分) ・申請者本人が署名押印した申請書 が必要です。 ※代理申請の場合は、申請者本人の署名が必要なため、券の即日交付ができない場合があります。
	4月 5日(木)	午前9時30分～正午	
美郷町役場 3階大会議室	4月 6日(金)	午前9時30分～午後3時	
	4月 9日(月)	午前9時30分～正午	
美郷町中央ふれあい館 ホール	4月 11日(水)	午前9時30分～午後3時	
	4月 12日(木)	午前9時30分～正午	

※交付日はたいへん混み合うことが予想されます。ご理解とご協力をお願いします。
※事前に申請書が必要な方には、4月から町福祉保健課および六郷・仙南出張所にて配布します。
※正午から午後1時までの間は、受け付けをしておりますのでご了承ください。

交付の内容

券の種類	内容	対象者
温泉施設利用券	200円割引券を24枚交付します。 町内温泉施設3カ所で利用できます。	町内に住所を有する 満65歳以上の方
はり・きゅう・マッサージ施術券	1,000円割引券を12枚交付します。	

■平成29年度中に発行した券は、平成30年4月以降は使用できません。

水色の温泉施設利用券	使用できません
オレンジ色のはり・きゅう・マッサージ施術券	使用できません

※昭和28年4月から29年3月生まれの方は、誕生月の初日から申請できます。
例) 昭和28年8月16日生まれの方 → 8月1日から申請・利用が可能です。

問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

風しん予防接種について

妊娠初期に風しんにかかると、胎児も風しんウイルスに感染し、赤ちゃんに影響を及ぼすことがあります。これらを予防するため、風しん予防接種費用の助成を行います。

対象者 ● 町内に住所を有し、今後も引き続き在住予定の方のうち、次のいずれかに該当する方
①今年度、満19歳から49歳になる方で、今後妊娠を予定または希望している女性
②妊婦のパートナーおよび同居家族(ただし妊婦が既に抗体のある場合は対象外)

※風しんにかかった方、すでに風しん予防接種を受けた方、町の助成を受けたことのある方、現在妊娠中の女性は対象になりません。

助成期間 ● 4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

助成額 ● 費用の全額

手続方法 ●

事前に手続きが必要です。次の書類等を持参し、美郷町保健センターまでお越しください。

- ・本人であることを確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)
- ・母子健康手帳

※パートナーおよび同居家族の方も妊婦の接種歴等を確認しますので、母子健康手帳をお持ちください。

接種方法 ● 医療機関に予約し、保健センターから交付された予診票を持参して接種してください。対象となる医療機関については、下記までお問い合わせください。

申・問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種費用を助成します

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌が原因となる肺炎などの感染症を予防するワクチンです。町では、定期接種対象者（※1）を含めた65歳以上の方全員に、一部助成を行います。

（※1）定期接種対象者とは、特に接種を勧奨する方です。
平成30年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方が対象です。

対象者 ● 次のいずれかに該当する方

- ① 町内に住所を有する65歳以上の方
- ② 心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がい（身体障害者手帳1級程度）のある60歳以上65歳未満の方

助成期間 ● 4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

接種回数 ● 1回（ただし、助成を受けて予防接種をしたことのある方は対象になりません）

助成額 ● 3,000円を助成します。

※接種費用のうち、3,000円を超えた金額を医療機関に支払ってください。

※生活保護世帯の助成対象者は、接種費用の全額が助成されます。

接種方法 ●

肺炎球菌予防接種予診票を医療機関へ持参し、接種してください。予診票は、定期接種対象者には個別に通知します。その他の方には、予防接種歴を確認後、美郷町保健センター窓口で交付します。生活保護世帯の方は『緊急時医療依頼証』または『医療券』を、心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がい（身体障害者手帳1級程度）のある60歳以上65歳未満の方は『身体障害者手帳』を医療機関に提示してください。

不妊治療・不育症治療への助成を実施します

少子化対策の一つとして、不妊治療（一般不妊治療・特定不妊治療）および不育症治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、治療および検査に要した費用の一部を助成します。

◆ **一般不妊治療**

不妊検査や人工授精等の一般的な不妊治療をいいます。

◆ **特定不妊治療**

体外受精および顕微授精による治療や検査のことをいいます。この治療には、男性の精巣から精子を採取する手術等の男性不妊治療も含まれます。特定不妊治療には、町の助成制度とは別に秋田県の助成制度があります。

◆ **不育症**

妊娠はするものの出産に結びつかない状態のことをいいます。

申請期限 ● 年度の末日(3月31日)

申込方法 ● 事前に電話連絡のうえ、美郷町保健センターにお越しください。申請に必要な書類をお渡しし、手続きについて説明します。

【対象者】

申請日の1年以上前から美郷町に住所を有し、次のすべてに該当する方

- ① 法律上の婚姻をしているご夫婦
- ② 医師により不妊治療・不育症治療が必要と認められ、かつ、医療機関において不妊治療・不育症治療を受けたご夫婦
- ③ 美郷町の住民で、今後も在住予定のご夫婦
- ④ 医療保険各法（国保や社保など）の被保険者（本人や家族など）
- ⑤ 町税などの滞納がない方

【助成額】

一般不妊治療 治療1回につき10万円以内
(通算5年以内)

特定不妊治療 年間10万円以内（通算5年以内）

※秋田県特定不妊治療費助成事業の助成限度額を超えた自己負担分を助成。特定不妊治療の秋田県からの助成額については、仙北地域振興局福祉環境部(☎0187(63)3404)へお問い合わせください。

不育症治療 治療1回につき15万円以内
(通算5年以内)

申・問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

生涯学習課

開発予定の土地が遺跡にかかっている場合は届出が必要です

開発（農業基盤整備、造成工事、土取りなど）予定の土地が遺跡にかかっている場合は、着工前に文化財保護法に基づく届出が必要となります。計画の段階で早めに下記へご相談ください。

※遺跡の地図は県教育庁ホームページや町教育委員会（学友館）などで確認できます。

■ 県教育庁ホームページ

<http://common3.pref.akita.lg.jp/heritage-map/>

問 町教育委員会 生涯学習課 歴史文化財班 ☎0187(84)4040